

世界知的所有権機関（WIPO）等における最近の動向について

視覚障害者等のための権利制限及び例外について

昨年 12 月 17 日から 18 日にかけて、ジュネーブにて第 42 回 WIPO 加盟国総会及び視覚障害者等のための権利制限及び例外に関する条約を採択するための外交会議の準備委員会が開催された。

（1）WIPO 加盟国総会（12 月 17～18 日）

- 視覚障害者等のための権利制限及び例外に関する条約を採択するための外交会議の開催を決定。 モロッコが開催地に立候補し、承認された。
- 条文案を更に議論するため、2 月に SCCR の特別会合を開催することとされた。事務局原案では 3 日間とされていたものの、会期を 5 日間に延長して開催すること、SCCR の特別会合の最後に、外交会議の準備委員会を開催し、外交会議を成功に導くために、追加の会議の開催が必要かどうか判断することとなった。
- 「視覚障害者等のための権利制限及び例外に関する条約」のドラフトテキストである現在の作業文書（SCCR/25/2）が外交会議の基本提案の実質的な内容を構成することが確認され、更に、（外交会議の準備委員会は）2 月の特別会合の議論の成果を踏まえて基本提案を改定することとされた。また、各国は外交会議において（新たな）提案を行えることが確認された。

（2）外交会議の準備委員会（12 月 18 日）

- 外交会議の開催地及び開催期間については、モロッコのマラケシュで、2013 年の 6 月 16 日～6 月 30 日にかけて開催されることとなった。
- 条約の管理条項、最終条項及び外交会議の手続規則草案等について議論された。締約国の資格について、WIPO 加盟国とする原案に対し、ベルヌ条約及び TRIPS の加盟国に限るべきとする提案がなされた。また、条約の発効国数について、20 ヶ国とする原案に対し、30 ヶ国とすべきとする意見も出され、これらの点につき、引き続き議論されることとなった。